インフルエンサーを活用した北播磨ひょうごフィールドパビリオン体験動画作成配信業務仕様書

１　委託業務名

インフルエンサーを活用した北播磨ひょうごフィールドパビリオン体験動画作成配信業務

２　業務目的

兵庫県は2025年大阪・関西万博（以下、「万博」という。）をきっかけとして地域の「活動の現場そのもの（フィールド)」を地域の人々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく取組「ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。)」を全県で展開している。

この取組を万博のレガシーとして、万博閉幕以降もさらなる認知向上を図り、北播磨（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）への誘客を行うため、インフルエンサーを活用した動画を作成し、配信する。

３　事業期間

契約締結日から令和９年３月31日（水）まで

４　委託費

金1,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

５　業務内容

次の（１）～（４）に係る業務を適切に実施すること。

（１）　ターゲットについて

20代から60代までを主なターゲットとして実施する。

（２）　動画配信コンテンツの制作・投稿

ア　FPのテーマや認定プログラム等を踏まえて、インフルエンサーが実際に北播磨のフィールドパビリオンを訪れて、視聴者が訪れたいと感じる体験動画をインフルエンサーが作成し、インフルエンサー自らのアカウントで投稿すること。

イ　コンテンツは、北播磨地域のFPの魅力を十分発揮し、現場に誘う効用があること。

ウ　１つの動画でFP認定プログラムの中から２つ以上は紹介すること。ただし、既にインスタグラムで紹介しているFP認定プログラム（別紙）は除くこととする。

エ　動画はFP認定プログラムに加え、北播磨地域の観光スポットや飲食店等の観光コンテンツを組み合わせ、北播磨地域を１日で周遊できるように構成すること。

オ　動画コンテンツの情報を効果的に伝えるため、適切な音楽や効果音を挿入し、映像の魅力を高めること。また、動画のリーチ数を増やすためにもSNSの最新トレンドも加味すること。

カ　コンテンツは、月２本以上作成・投稿を行い、委託期間内に合計８本作成・投稿を行うこと。

キ　作成する動画は全て、１本あたり40秒～45秒とすること。

ク　投稿の際、「兵庫県北播磨県民局の委託事業」等を明記し、北播磨県民局の観光PR事業であることが分かるようにすること。

（３）　インフルエンサーについて

ア　インフルエンサーの選定は、以下（ア）から（エ）の条件を満たし、かつ、本業務のターゲット層に対し高い訴求力を有するインフルエンサーを２名以上起用すること。

（ア）　関西圏に在住し、幅広い年齢層から支持を得ている者であること。

（イ）　企業、団体その他の組織が運営する公式アカウントではなく、個人が所有しているアカウントで発信できること。

（ウ）　直近３年以内に投稿した動画の再生回数が、有するフォロワー数を超えていること。

（エ）　選定したインフルエンサーのインスタグラム平均フォロワー数が３万人以上であること。

イ　投稿方法は県が指定するInstagramアカウントとの共同投稿とすること。

ウ　高画質な写真・動画制作能力を有し、FPプログラム及び観光地の魅力を効果的に発信できること。

（４）　目標の設定等

ア　事前に目標KPIを設定して実施すること。

イ　目標については、実現可能性のあるものとする。ただし、県と協議・調整の結果、変更する場合があることに留意すること。

６　納品

毎月、共同投稿を実施する３日前までに納品すること。

納品データは、最適な解像度（フルDH以上）でおこなうこと。

納品物には、それぞれタイトルをつけること。

7　実績報告

業務完了後、受託者は速やかに事業の成果、事業費等をまとめた報告書を県へ提出すること。報告書には、投稿ごとに①投稿日、②リーチ数、③インプレッション数、④動画再生回数、⑤保存数、⑥シェア数、⑦エンゲージメント率を記載すること。

8　個人情報等の取扱いについて

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱に十分留意し、漏洩、滅失又はき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

9　留意事項

（1）　本業務により作成される成果物にかかる著作権は県に帰属することとし、県は加工及び二次利用出来ることとする。

（2）　効率的かつ効果的な事業実施とすること。必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。

（3）　映像制作にあたっては、受託者が所有している映像や借用映像を使用してもよいが、著作権等の手続きは受託者にて行うこと。

（4）　BGM 等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。

（5）　新たに撮影を行う際に出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないようにし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。

（6）　動画作成においては、基本的に受託者の設備及び器機を使用すること。なお、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。

（7）　業務の実施に必要なソフトウェア等は、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。

（8）　業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

（9）　この仕様書に記載のない事項について、または仕様書の内容に疑義を生じた場合は、県と協議のうえ、対応すること。

(10)　トラブル発生時には、受託者の責務により、迅速な対応により回復を図ること。

(11)　受託者の責めに帰する誤りがあった場合は、受託者の責任と負担におい

て、修正または再作成等の措置を講じること。

(12)　本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画又は判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(13)　受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は事故の利益のために利用することはできない。

(14)　業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。